

検討会開催状況

第1回 平成19年6月6日

- ・ 行政処分の事例について
- ・ 再教育の内容・方法等について

第2回 平成19年6月25日

- ・ 報告書骨子（案）について

第3回 平成19年7月18日

- ・ 報告書（案）について

検討会構成員

◎は座長

- | | | |
|---|--------|-------------------|
| ◎ | 井部 俊子 | 聖路加看護大学長 |
| | 牛島 康栄 | 独立行政法人国立病院機構埼玉病院長 |
| | 楠本 万里子 | 日本看護協会常任理事 |
| | 嶋森 好子 | 慶應義塾大学看護医療学部教授 |
| | 高橋 高美 | 武蔵野赤十字病院副院長・看護部長 |
| | 村田 幸子 | ジャーナリスト |
| | 我妻 学 | 首都大学東京法科大学院教授 |

敬称略（五十音順）

行政処分を受けた医師・看護師等に対する再教育制度の創設

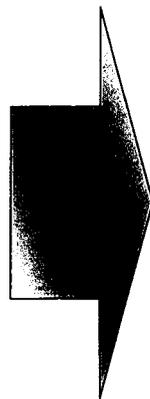
資料1-2

平成18年6月21日

安心、安全な医療を提供し、国民の医療に対する信頼を確保するため、行政処分を受けた医師等への再教育制度の創設等、医療従事者の資質の向上に向けた取組みを推進する。

【旧制度の課題】

- ◆ 業務停止を受けた医師、歯科医師、薬剤師、看護職員は、業務停止期間を過ぎれば、特段の条件なく医業（歯科医業）等に復帰でき、業務停止という行政処分だけでは、十分な反省や適正な医業等の実施が期待できない。
- ◆ 長期にわたる業務停止については、停止前の医療技術を保つことが困難であり、また、停止期間中の医療技術の進歩も十分に習得できていないという懸念がある。
- ◆ 安全、安心な医療を確保する観点から、看護職員に関する制度見直しの検討が必要である。



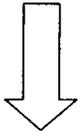
【改正】

- ☆ 行政処分を受けた医師・看護師等に対する再教育制度を創設。
- ☆ 「戒告」等業務停止を伴わない新たな行政処分の類型を設置。また、長期間の業務停止処分について見直し、3年以内の上限を設けた。

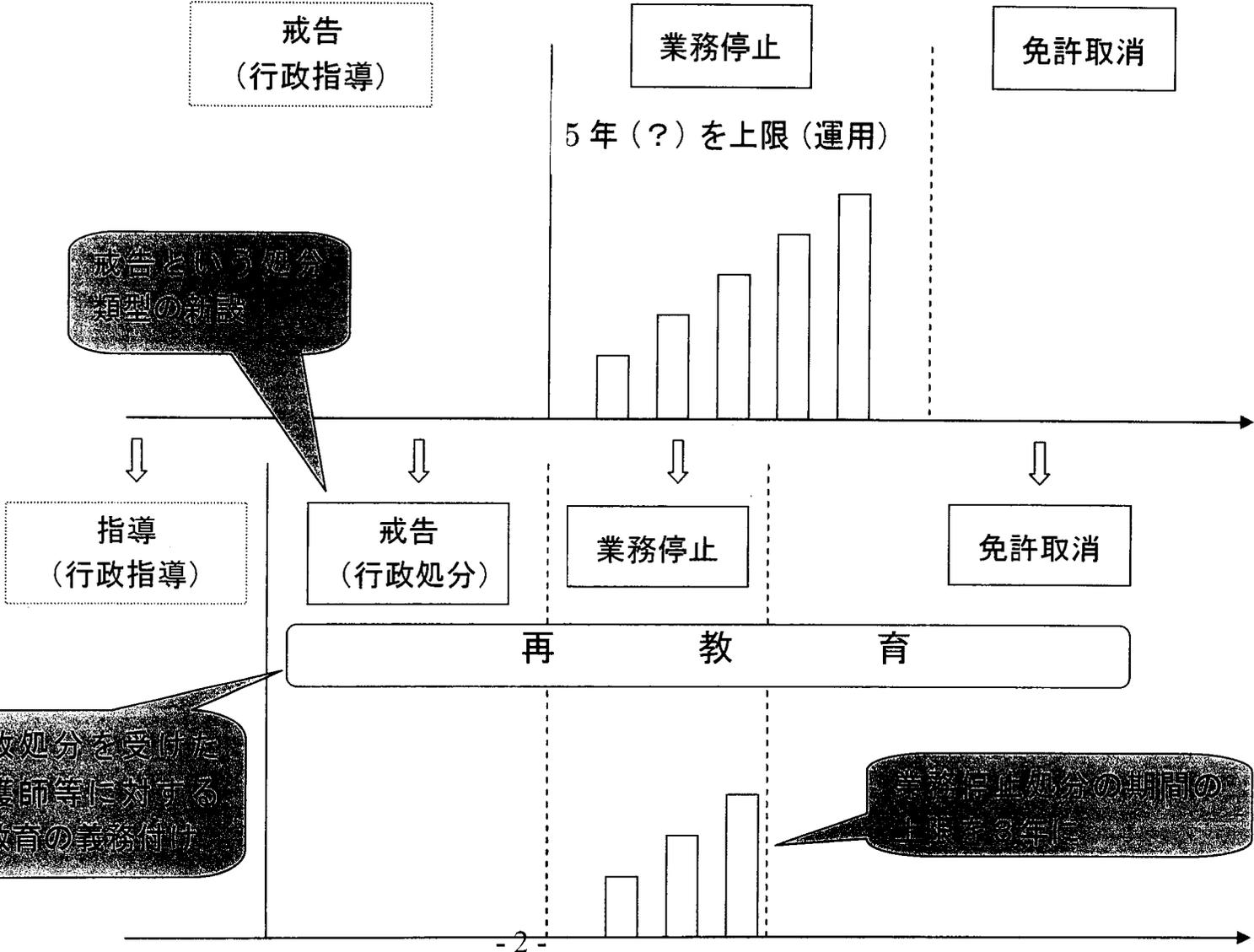
行政処分のある方の見直し

行政処分を受けた看護師等に対し再教育の受講を義務付けるとともに、業務の停止を伴わない「戒告」という処分類型の新設、業務停止処分の期間の上限の明確化、調査権限の創設、再免許に係る手続の整備等を行う。

改正前



改正後



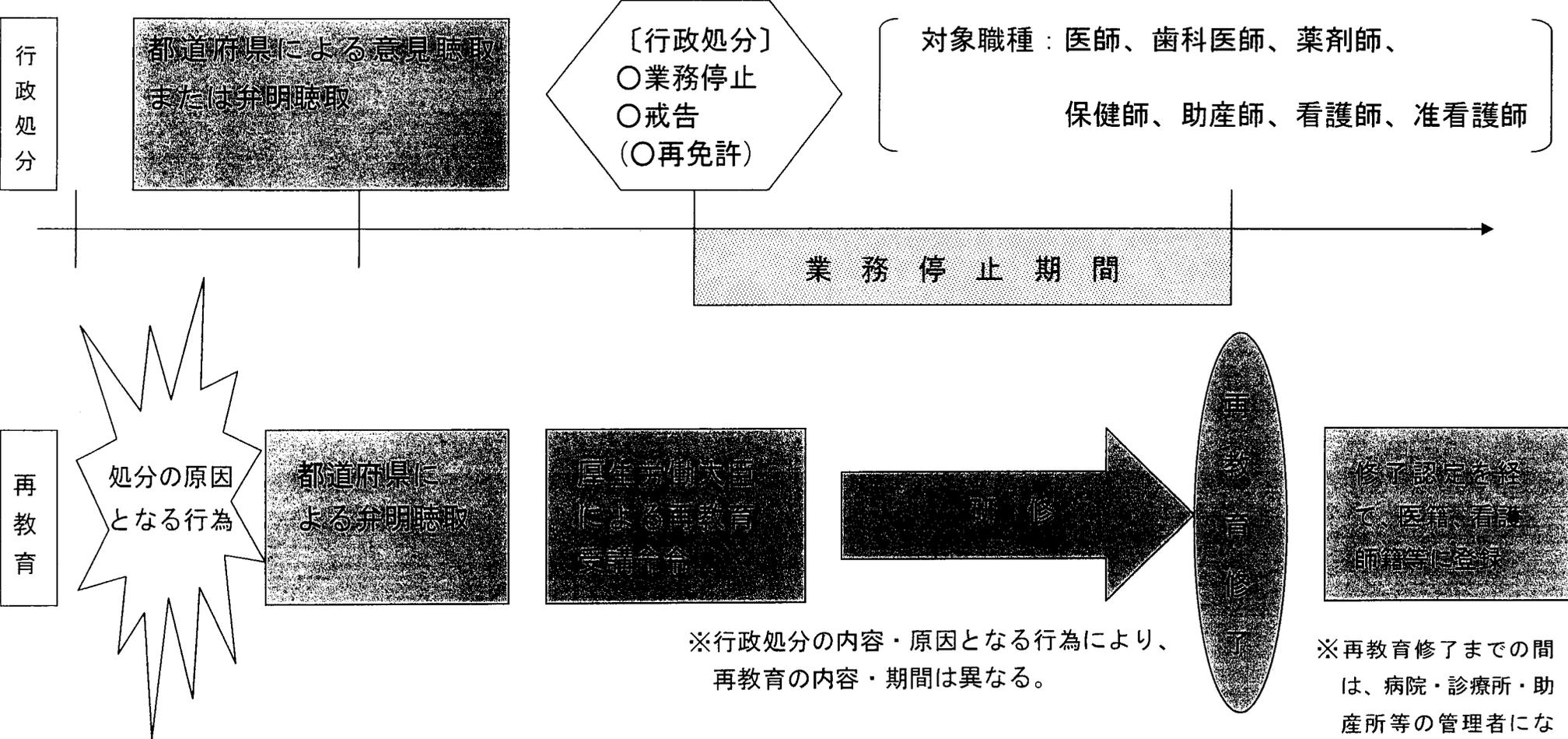
戒告という処分類型の新設

行政処分を受けた看護師等に対する再教育の義務付け

業務停止処分の期間の上限を3年に

再教育の義務付けとプロセス

国民に対し安心・安全な医療、質の高い医療を確保する観点から、処分を受けた者の職業倫理を高め、医療技術を再確認し、能力と適正に応じた医療の提供を促すため、行政処分を受けた医師等に対し再教育の受講を義務付ける。



※行政処分の内容・原因となる行為により、再教育の内容・期間は異なる。

※再教育修了までの間は、病院・診療所・助産所等の管理者になることができない。

保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百二号)

(傍線の部分は改正部分)

改正 後(平成十八年六月二十一日改正 平成二十年四月一日から施行)

第十条 厚生労働省に保健師籍、助産師籍及び看護師籍を備え、登録年月日、第十四条第一項の規定による処分に関する事項その他の保健師免許、助産師免許及び看護師免許に関する事項を登録する。

第十一条 都道府県に准看護師籍を備え、登録年月日、第十四条第二項の規定による処分に關する事項その他の准看護師免許に関する事項を登録する。

第十四条 保健師、助産師若しくは看護師が第九条各号のいずれかに該当するに至つたとき、又は保健師、助産師若しくは看護師としての品位を損するような行為のあつたときは、厚生労働大臣は、次に掲げる処分をすることができる。

- 一 戒告
- 二 三年以内の業務の停止
- 三 免許の取消し

2 准看護師が第九条各号のいずれかに該当するに至つたとき、又は准看護師としての品位を損するような行為のあつたときは、都道府県知事は、次に掲げる処分をすることができる。

- 一 戒告
- 二 二年以内の業務の停止
- 三 免許の取消し

3 前二項の規定による取消処分を受けた者(第九条第一号若しくは第二号に該当し、又は保健師、助産師、看護師若しくは准看護師としての品位を損するような行為のあつた者として前二項の規定による取消処分を受けた者にあつては、その処分の日から起算して五年を経過しない者を除く。)であつても、その者がその取消しの理由となつた事項に該当しなくなつたとき、その他その後の事情により再び免許を与えるのが適當であると認められるに至つたときは、再免許を与えることができる。この場合においては、第十二条の規定を準用する。

第十五条の二 厚生労働大臣は、第十四条第一項第一号若しくは第二号に掲げる

改正 前

第十条 厚生労働省に保健師籍、助産師籍及び看護師籍を備え、保健師免許、助産師免許及び看護師免許に関する事項を登録する。

第十一条 都道府県に准看護師籍を備え、准看護師免許に関する事項を登録する。

第十四条 保健師、助産師若しくは看護師が第九条各号のいずれかに該当するに至つたとき、又は保健師、助産師若しくは看護師としての品位を損するような行為のあつたときは、厚生労働大臣は、その免許を取り消し、又は期間を定めてその業務の停止を命ずることができる。

2 准看護師が第九条各号のいずれかに該当するに至つたとき、又は准看護師としての品位を損するような行為のあつたときは、都道府県知事は、その免許を取り消し、又は期間を定めてその業務の停止を命ずることができる。

3 前二項の規定による取消処分を受けた者であつても、その者がその取消しの理由となつた事項に該当しなくなつたとき、その他その後の事情により再び免許を与えるのが適當であると認められるに至つたときは、再免許を与えることができる。この場合においては、第十二条の規定を準用する。

処分を受けた保健師、助産師若しくは看護師又は同条第三項の規定により保健師、助産師若しくは看護師に係る再免許を受けようとする者に対し、保健師、助産師若しくは看護師としての倫理の保持又は保健師、助産師若しくは看護師として必要な知識及び技能に関する研修として厚生労働省令で定めるもの（以下「保健師等再教育研修」という。）を受けようとすることができる。

2 都道府県知事は、第十四条第二項第一号若しくは第一号に掲げる処分を受けた准看護師又は同条第三項の規定により准看護師に係る再免許を受けようとする者に対し、准看護師としての倫理の保持又は准看護師として必要な知識及び技能に関する研修として厚生労働省令で定めるもの（以下「准看護師再教育研修」という。）を受けようとすることができる。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定による保健師等再教育研修を修了した者について、その申請により、保健師等再教育研修を修了した旨を保健師籍、助産師籍又は看護師籍に登録する。

4 都道府県知事は、第二項の規定による准看護師再教育研修を修了した者について、その申請により、准看護師再教育研修を修了した旨を准看護師籍に登録する。

5 厚生労働大臣又は都道府県知事は、前二項の登録をしたときは、再教育研修修了登録証を交付する。

6 第三項の登録を受けようとする者及び保健師、助産師又は看護師に係る再教育研修修了登録証の書換交付又は再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手料を納めなければならない。

7 前条第九項から第十五項まで（第十一項を除く。）及び第十八項の規定は、第一項の規定による命令をしようとする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十六条 この章に規定するもののほか、免許の申請、保健師籍、助産師籍、看護師籍及び准看護師籍の登録、訂正及び抹消、免許証の交付、書換交付、再交付、返納及び提出並びに住所の届出に関して必要な事項は政令で、前条第一項の保健師等再教育研修及び同条第二項の准看護師再教育研修の実施、同条第三項の保健師籍、助産師籍及び看護師籍の登録並びに同条第四項の准看護師籍の登録並びに同条第五項の再教育研修修了登録証の交付、書換交付及び再交付に関して必要な事項は厚生労働省令で定める。

第十六条 この章に規定するもののほか、免許の申請、保健師籍、助産師籍、看護師籍及び准看護師籍の登録、訂正及び抹消、免許証の交付、書換交付、再交付、返納及び提出並びに住所の届出に関しては、政令でこれを定める。

第四十二条の四 第十五条第三項及び第七項前段、同条第九項及び第十項（これらの規定を第十五条の二第七項において準用する場合を含む。）、第十五条第四項において準用する行政手続法第十五条第一項及び第三項（同法第二十二條第三項において準用する場合を含む。）、第十六条第四項、第十八條第一項及び第三項、第十九條第一項、第二十条第六項並びに第二十四條第三項並びに第十五条第七項後段において準用する同法第二十二條第三項において準用する同法第十五条第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。
一 第十五条の二第一項又は第二項の規定による命令に違反して保健師等再教育研修又は准看護師再教育研修を受けなかつた者
二 第三十二条又は第四十条から第四十一条までの規定に違反した者

第四十二条の四 第十五条第三項、第七項前段、第九項及び第十項、同条第四項において準用する行政手続法第十五条第一項及び第三項（同法第二十二條第三項において準用する場合を含む。）、第十六条第四項、第十八條第一項及び第三項、第十九條第一項、第二十条第六項並びに第二十四條第三項並びに第十五条第七項後段において準用する同法第二十二條第三項において準用する同法第十五条第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第四十五条 第三十二条又は第四十条から第四十二条までの規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

平成十八年医療法改正における医療法第七条（助産所の管理者要件等）の改正（平成二十年四月一日施行）

○医療法（昭和二十三年法律第二百五号）

（傍線の部分は改正部分）

| 改正後 （平成十八年六月二十一日改正 平成二十年四月一日から施行） | 改正前 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第七条 病院を開設しようとするとき、医師法（昭和二十三年法律第二〇一号）第十六条の四第一項の規定による登録を受けた者（同法第七条の二第一項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者にあつては、同条第二項の規定による登録を受けた者に限る。以下「臨床研修等修了医師」という。）及び歯科医師法（昭和二十三年法律第二〇二号）第十六条の四第一項の規定による登録を受けた者（同法第七条の二第一項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者にあつては、同条第二項の規定による登録を受けた者に限る。以下「臨床研修等修了歯科医師」という。）でない者が診療所を開設しようとするとき、又は助産師（保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二〇三号）第十五条の二第一項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者にあつては、同条第三項の規定による登録を受けた者に限る。以下この条、第八条及び第十一条において同じ。）でない者が助産所を開設しようとするときは、開設地の都道府県知事（診療所又は助産所にあつては、その開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長。第八条から第九条まで、第十二条、第十五条、第十八条、第二十四条、第二十七条から第二十九条まで及び第三十条の規定において同じ。）の許可を受けなければならない。</p> <p>255 (略)</p> | <p>第七条 病院を開設しようとするとき、医師法（昭和二十三年法律第二〇一号）第十六条の四第一項の規定による登録を受けた者（同法第七条の二第一項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者にあつては、同条第二項の規定による登録を受けた者に限る。以下「臨床研修等修了医師」という。）及び歯科医師法（昭和二十三年法律第二〇二号）第十六条の四第一項の規定による登録を受けた者（同法第七条の二第一項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者にあつては、同条第二項の規定による登録を受けた者に限る。以下「臨床研修等修了歯科医師」という。）でない者が診療所を開設しようとするとき、又は助産師でない者が助産所を開設しようとするときは、開設地の都道府県知事（診療所又は助産所にあつては、その開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長。第八条から第九条まで、第十二条、第十五条、第十八条、第二十四条、第二十七条から第二十九条まで及び第三十条の規定において同じ。）の許可を受けなければならない。</p> <p>255 (略)</p> |

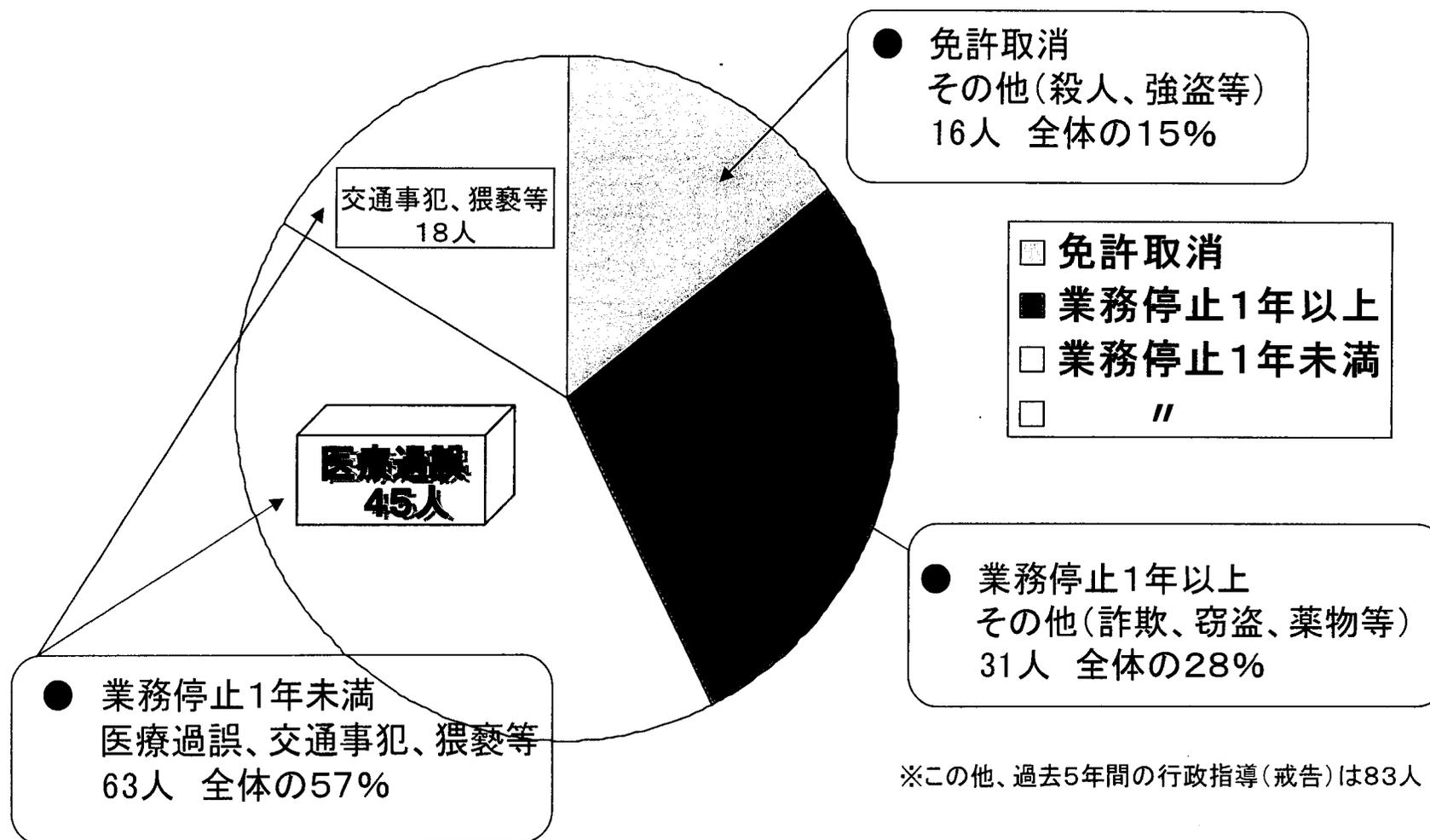
保健師・助産師・看護師の行政処分の状況

1. 保健師・助産師・看護師の年度別処分件数 (平成元年度～18年度)

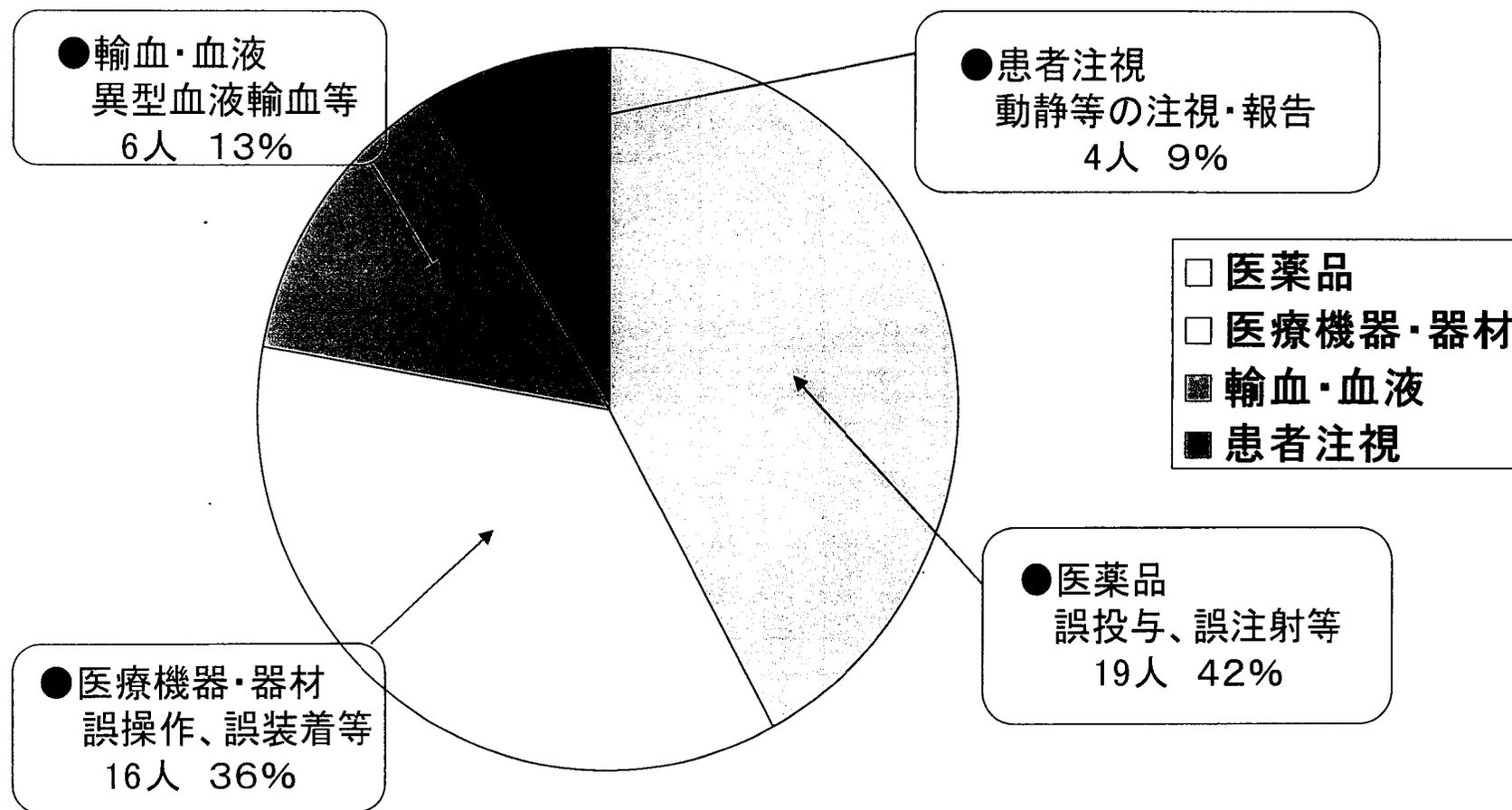
| | 保健師 (件) | | 助産師 (件) | | 看護師 (件) | | 計 (件) | | 実人数* (人) | |
|---------|---------|------|---------|------|---------|------|-------|------|----------|------|
| | 免許取消 | 業務停止 | 免許取消 | 業務停止 | 免許取消 | 業務停止 | 免許取消 | 業務停止 | 免許取消 | 業務停止 |
| 平成 元年度 | | | | | | | | | | |
| 平成 2 年度 | | | | | 1 | 2 | 1 | 2 | 1 | 2 |
| 平成 3 年度 | 1 | | 1 | | 1 | | 3 | | 1 | |
| 平成 4 年度 | | | | | | 1 | | 1 | | 1 |
| 平成 5 年度 | | | | | | 3 | | 3 | | 3 |
| 平成 6 年度 | | | | | 1 | | 1 | | 1 | |
| 平成 7 年度 | | | | | | | | | | |
| 平成 8 年度 | | | | 1 | 3 | 1 | 3 | 2 | 3 | 1 |
| 平成 9 年度 | | | | | | 5 | | 5 | | 5 |
| 平成10年度 | | | | | 1 | 6 | 1 | 6 | 1 | 6 |
| 平成11年度 | | | | | 1 | 3 | 1 | 3 | 1 | 3 |
| 平成12年度 | | 2 | | 1 | 2 | 8 | 2 | 11 | 2 | 8 |
| 平成13年度 | | | | | 1 | 12 | 1 | 12 | 1 | 12 |
| 平成14年度 | | | | | 1 | 6 | 1 | 6 | 1 | 6 |
| 平成15年度 | | | | 1 | 2 | 28 | 2 | 29 | 2 | 28 |
| 平成16年度 | | 1 | | | 4 | 20 | 4 | 21 | 4 | 20 |
| 平成17年度 | 1 | | | 1 | 8 | 25 | 9 | 26 | 8 | 25 |
| 平成18年度 | | 1 | | | 1 | 15 | 1 | 16 | 1 | 15 |
| 合 計 | 2 | 4 | 1 | 4 | 27 | 135 | 30 | 143 | 27 | 135 |

* 複数の免許を有する同一人の数を考慮したデータ

2. 保健師助産師看護師の過去5年間の行政処分(110人)の状況 (平成14年度～平成18年度)



3. 保健師助産師看護師の過去5年間の医療過誤(45人)の内容 (平成14年度～平成18年度)



4. 准看護師の行政処分数

(平成12年～18年度)

| 年 度 | 行政処分 | | 行政指導 |
|--------------|------|------|------|
| | 免許停止 | 業務停止 | 戒告 |
| 平成12年度 | 0 | 7 | 1 |
| うち医療過誤 | 0 | 0 | 0 |
| 平成13年度 | 4 | 21 | 5 |
| うち医療過誤 | 0 | 4 | 0 |
| 平成14年度 | 6 | 5 | 7 |
| うち医療過誤 | 1 | 2 | 1 |
| 平成15年度 | 1 | 25 | 11 |
| うち医療過誤 | 0 | 8 | 0 |
| 平成16年度 | 7 | 20 | 10 |
| うち医療過誤 | 0 | 3 | 0 |
| 平成17年度 | 7 | 24 | 16 |
| うち医療過誤 | 0 | 6 | 0 |
| 平成18年度 | 1 | 26 | 14 |
| うち医療過誤 | 0 | 8 | 1 |
| 計(平成12～18年度) | 26 | 128 | 64 |
| うち医療過誤 | 1 | 31 | 2 |